

2013年版 包括外部監査の通信簿 結果発表

全国市民オンブズマン連絡会議
包括外部監査評価班
代表 弁護士 光成 卓明

1. 「通信簿」の目的

(1) 平成11年度の地方自治法改正により、中核市以上の自治体に、弁護士や公認会計士など「外部監査人」による「包括外部監査」が義務づけられた。この外部監査人が市民のための自治体の「お目付役」となるのか、それとも従前の監査委員の「屋上屋」や「税の無駄遣い」になってしまうのかは、それを見る市民自身の「監査」の力によるものである。全国の自治体の財政をはじめとする行政の刷新と改善にどれだけ役立つのかを注目し、平成11年度以来、包括外部監査の報告について市民オンブズマンによる通信簿を作成した。

(2) さらに、全国の包括外部監査実施自治体の監査報告の活用度を調査した。具体的には平成22年度の監査報告書の結果(指摘事項・意見)について当該自治体がどのように措置をしたかを評価する通信簿も作成した。監査委員らに通知している措置の公表されたものを中心に①措置の速さ、②逐一の指摘事項や意見への対応措置の記載の明確性、③市民に対する説明責任を果たしている程度について評価した。これにより自治体が包括外部監査をどう活用したかが判る通信簿となった。

2. 「包括外部監査評価班」について

全国市民オンブズマン連絡会議に加盟する各市民オンブズマンのメンバー有志21名。弁護士・公認会計士・税理士・市民オンブズマン活動家らで構成している。

3. 評価対象

(1) 平成24年度包括外部監査実施全自治体 119自治体(47都道府県、20政令市、41中核市、11条例制定自治体)の全監査報告書 132テーマ

(2) 平成22年の包括外部監査実施自治体(120自治体)の監査報告書(136テーマ)に対する実施自治体(行政当局)の措置通知等(原則として平成25年6月1日までに我々に提出されたもの)の対応状況

4. 評価の手順と基準

(1) 包括外部監査報告書

包括外部監査は地方公共団体の事務の①真実性、②適法性、③有効性、④効率性、⑤経済性の調査と充実度の観点から監査することになっている。それら監査報告書を、相対比較、対象の難易度を含め、批判的に評価し、かつ各監査報告書を複数人が確認し、評価の客観化に努めた。そして、共通の対象テーマごとに相対比較も行った。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 対象の選定は適切で監査結果は活用度があるか<ul style="list-style-type: none">i 具体的な目的根拠があって対象が選定されているか。ii 監査テーマと結果は自治体が採用する有効性を持っているか。iii 行政の改善の方向が具体化されているか。② 監査が充実し、評価が適切であるか<ul style="list-style-type: none">i 新しい問題意識・発見があるか。ii 事実及び実態が正しく把握されているか。iii 適法性の監査について充実・適切であるか。iv 3E監査について具体的な対象への適用とチェックがあるか。v テーマの数だけでなく質の高さがあるか。vi 行政結果の追認に終わっていないか。③ 報告書・意見書は判りやすいか<ul style="list-style-type: none">i 市民が読んで判る記述になっているか。ii 問題点や意見要点が明確に指摘されているか。iii 専門用語などは解説・注釈があるか。iv データや表も判りやすいものか。 |
|---|

全監査報告書を検討の結果、有用性の高いものに「活用賞」、さらに特に優れたものに「優秀賞」、そしてその中の最優秀監査報告書に「オンブズマン大賞」を贈り、逆に欠点が目立ち是非改善してほしい監査には「改善要望」を出すことにした。

(2) 自治体の措置対応

包括外部監査報告書の結果について、自治体(行政当局)がどのような措置をとり、市民に公表しているかについて①措置通知公表の速さ、②逐一の指摘事項や改善のための意見について対応措置の内容の明確性、③市民に対する説明責任を果たしているかの3点に注目し、各①～③につき個別評価した上で、②③をより重視して、総合評価として、

- A…「良」
- B…「普通(さらに改善は望まれるが)」
- C…「改善を要する」
- D…「悪く、抜本的に改善を要する」
- E…「ゼロ評価 最悪で失格」

の5段階評価をした。

ちなみに、①公表の速さは、報告書提出期限(平成23年3月31日)から、一部でも平成23年9月30日まで(半年内)に公表しているものをA、平成24年3月31日まで(1年以内)をB、平成25年3月31日(2年以内)をC、平成25年4月1日以降(2年超)をDとした。25年6月1日現在確認できないものはおよそ評価も不可能なほど悪いものと考え、Eのランク付を行った。(ただし、本来Eランクとなるところ、6月以降でも措置公表があることが判れば配慮し、Dランクにした。)

次に②記載の明確性は、報告書提出期限(平成23年3月31日)から、2年以上を経て指摘事項、意見の全てに措置・対応がとられているものをA、指摘事項はもれなく意見はほぼ半分以上について措置対応が書かれているものをB、指摘事項に漏れ、意見の多くについて書かれていないものをC、指摘事項の半数以上が漏れているものをD、最終的に措置公表のないものはEとした。

さらに、③説明責任は内容が市民に分かるよう詳しく書いているものをA、改善はされるべきだが相当の説明をしているものをB、説明不十分のものをC、およそ説明になっていないものをDとし、最終的に措置公表や説明の全くないものはEとした。

上記①②③の評価は、その自治体が外部監査を活用し市民に対する説明責任を果たすという価値付けでは重さが異なり、①より②は2倍、さらに③は②の3倍の価値があるとして総合評価をすることにして、A～Eの評価をした。

5. 評価結果

(1) 包括外部監査報告書の評価結果

① 平成24年度の各自治体の包括外部監査テーマ及びその評価は別紙一覧のとおりである。

優秀賞3自治体3テーマ、活用賞32自治体34テーマであり、一方、改善要望14自治体16テーマであった。

(郡山市は詳細な検討がなされていることについては活用賞だが、学校名や訪問日を黒塗りしている点については改善要望であり併記となった。)

「オンブズマン大賞」

福岡市包括外部監査人 牟田哲朗弁護士のものに「オンブズマン大賞」を贈る。

② 「オンブズマン功労賞」について

平成22年度から平成24年度まで3年連続同一自治体での活用賞以上を受賞した監査人には、「オンブズマン功労賞」を贈呈することとした。受賞者は次の2名である。

22・23・24年度 愛知県包括外部監査人 弁護士 伊藤倫文

22・23・24年度 瑞穂市包括外部監査人 公認会計士・税理士 所 洋士

(2) 自治体の措置対応の評価結果

各自治体の平成22年度包括外部監査への措置対応に対するA～E評価は別紙「包括外部監査について自治体の活用度評価一覧表」のとおりである。

「模範賞」

総合A評価(秋田県、青森市、豊田市、東京都目黒区、東京都町田市、岐阜県瑞穂市、大阪府八尾市)のうち、特に優れ、真に模範とするに値すると思われる岐阜県瑞穂市に「措置模範大賞」を贈る。

平成24年度 包括外部監査テーマ 評価順一覧表

自治体	包括外部監査のテーマ	評価
福岡市	福岡市(外郭団体を含む)の貸付金制度及び債権の管理に係る事務の執行について	オンブズマン 大賞
宮城県	高齢者福祉事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について	優秀賞
京都市	補助金等の財務事務等の執行について(関連する団体を含む。)	優秀賞
函館市	外部委託について	優秀賞
茨城県	出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について	活用賞
埼玉県	①埼玉県の住宅政策について	活用賞
神奈川県	①労働行政の財務に関する事務の執行について	活用賞
神奈川県	②職業訓練法人 神奈川能力開発センター(財政的援助団体等)	活用賞
山梨県	②資金貸付を主たる事業内容とする特別会計に係る事務の執行及び事業の管理について	活用賞
愛知県	県が出資等の形で関係する団体に対する財務の執行について～県の監査対象となる関係団体の財務の執行も含めて～	活用賞
大阪府	各種の団体に対する検査・指導・監督等の事務について	活用賞
島根県	出資等法人に関する財務事務について～有価証券及び預金の資産管理の問題点～	活用賞
広島県	①健康福祉局に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について	活用賞
広島県	②農林水産局に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について	活用賞
長崎県	過去の包括外部監査の措置状況等の検証について	活用賞
川崎市	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について	活用賞
相模原市	下水道事業に関する財務事務の執行について	活用賞
静岡市	高齢化対策事業の事務の執行について	活用賞
浜松市	学校教育に関する事務の執行について	活用賞
名古屋市	健康福祉局および社会福祉協議会を中心とする同局所管の財政援助団体の財務事務の執行について	活用賞
堺市	高齢者施策に関する事務の執行	活用賞
北九州市	負担金、補助及び交付金に関する財務事務の執行について	活用賞
熊本市	熊本市の保育事業の執行について	活用賞

自治体	包括外部監査のテーマ	評価
川越市	委託に関する事務の執行について	活用賞
横須賀市	市立病院の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに公益社団法人地域医療振興協会の市立病院に係る出納その他の事務の執行について	活用賞
岐阜市	公有財産等に係る財務事務の執行及び管理の状況について	活用賞
尼崎市	市税(市民税、固定資産税、その他)の事務の執行について	活用賞
奈良市	過去の包括外部監査の措置状況について	活用賞
和歌山市	道路事業に係る財務に関する事務執行について	活用賞
高松市	② 高松市の関連諸団体	活用賞
長崎市	公の施設の指定管理者制度およびその運用状況について	活用賞
東京都港区	公の施設の管理・運営について	活用賞
東京都大田区	過去の包括外部監査における監査結果及び意見についての是正状況等について	活用賞
東京都町田市	介護保険等に関する事務の執行について	活用賞
東京都八王子市	①消防・防災等事業に関する事務の執行について	活用賞
岐阜県瑞穂市	契約(入札状況を含む。)について	活用賞
島根県出雲市	外郭団体等について	活用賞
郡山市	学校教育部(小学校・中学校及び小中学校に係る生涯学習部総務課の事務を含む。)に係る事務の執行について	活用賞・改善要望
青森県	①公の施設の管理運営について	-
青森県	②県の出資に関する事務の執行及び管理状況について	-
岩手県	知事部局の委託契約について	-
秋田県	秋田県の電気事業および工業用水道事業について	-
山形県	県有施設等の効果的・効率的な管理・運営について	-
福島県	県が設置している特別会計及び県税未収金の債権等の管理について	-
栃木県	農政部の補助金、負担金、交付金及び貸付金の財務に関する事務の執行等について	-
群馬県	公営企業の管理に関する事務の執行について	-
埼玉県	②危機管理及び防災に関する事業の管理及び財務管理の執行について	-

自治体	包括外部監査のテーマ	評価
千葉県	基金、貸付金及び損失補償等に関する財務事務の執行について	-
東京都	①高齢者福祉に関する事業の管理及び財務事務の執行について	-
東京都	②地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの経営管理について	-
東京都	③公益財団法人東京都福祉保健財団の経営管理について	-
新潟県	補助金等の事務の執行について	-
富山県	①公園・緑地等スポーツ・レクリエーション施設の財務事務及び経営管理について	-
福井県	指定管理者制度の運用状況について	-
山梨県	①山梨県企業局の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	-
長野県	業務委託を中心とする公共調達について	-
岐阜県	学校教育に係る事務の執行及び運営管理について	-
静岡県	県営住宅の事務の執行について	-
三重県	公有財産の管理に関する事務の執行について	-
滋賀県	商工観光労働部が所管する事務事業の執行管理及び出資団体等の経営管理について	-
京都府	情報システムに関する財務事務の執行について	-
兵庫県	環境行政に関する財務事務の執行及び出資団体の経営管理について	-
和歌山県	業務委託契約に関する財務事務について	-
岡山県	外郭団体の財務事務の執行及び経営管理について	-
山口県	農林水産振興事業に関する財務事務及び事業の管理について	-
徳島県	観光及びこれに関連する事業について	-
愛媛県	公有財産(土地・建物を中心に)の有効活用について	-
福岡県	財政的援助団体等との取引(主に補助金、委託料)について	-
佐賀県	佐賀県教育委員会の財務に関する事務の執行について	-
熊本県	公有財産(土地建物)の管理と有効活用について	-
大分県	大分県における資産・負債に係る財務事務の執行及び管理等について	-

自治体	包括外部監査のテーマ	評価
鹿児島県	私債権(一般会計及び特別会計における長期延滞債権等を中心とする。)に関する財務事務の執行について	-
沖縄県	民間及び公社等外郭団体に依頼する事業等の事務の執行について(委託料を中心として)	-
札幌市	病院事業について	-
仙台市	高齢者の保健福祉と介護保険事業の事務の執行について	-
千葉市	市有財産の有効活用について	-
横浜市	中小企業振興施策に関する財務事務の執行について	-
新潟市	消防事業に関する事務の執行について	-
大阪市	基金の管理と運用について	-
神戸市	市税の財務事務の執行について	-
岡山市	公有財産の管理について	-
広島市	指定管理者制度に関する事務の執行について	-
旭川市	学校教育に関する財務事務等の執行について	-
青森市	青森市民病院及び青森市立浪岡病院の財務事務の執行及び事業の管理について	-
秋田市	公有財産の取得・処分・管理等及び有効利用について	-
いわき市	東日本大震災後における子育て・教育環境の整備事業について	-
宇都宮市	指定管理者制度に関する事務の執行について	-
前橋市	水道事業(簡易水道等を含む)、下水道事業における財務事務の執行及び管理運営について	-
高崎市	委託料に係る財務に関する事務の執行について	-
船橋市	危機管理に係る財務に関する事務の執行について	-
柏市	契約(工事, 修繕工事, 委託, 物品購入, 賃貸借)並びに指定管理者の指定及びこれに付随する支出に係る事務の執行	-
富山市	指定管理者制度の整備状況及び運用状況について	-
長野市	①市税等の非課税・免税・減免・軽減等に関する事務の執行について	-
長野市	②固定資産税の非課税・免税等及び償却資産の事務の執行について	-
豊橋市	情報システムの財務に関する事務の執行について	-

自治体	包括外部監査のテーマ	評価
岡崎市	子育て支援事業に関する務の執行について	-
豊田市	下水道事業に関する財務事務の執行について	-
大津市	特別会計における事務の執行及び事業の管理について	-
豊中市	出資団体に係る財務に関する事務の執行について	-
高槻市	市税事務の執行について	-
東大阪市	子育て支援に係る財務事務について	-
姫路市	商工部および中央御売市場の財務に関する事務等の執行について	-
西宮市	外郭団体の財務に関する事務の執行及び事業に係る経営管理について	-
倉敷市	教育委員会の事務の執行及び所管の財政援助団体の管理運営について	-
下関市	一般会計における補助金及び交付金の事務の執行について	-
高松市	①高松市の安全な街づくり	-
松山市	消防事業に係る事務の執行及び管理について	-
高知市	市税に関する事務の執行について	-
久留米市	久留米市の指定管理者制度について	-
大分市	農業及び水産業の振興に関する事業について	-
鹿児島市	情報システムに係る財務事務の執行と有効性等について	-
東京都荒川区	区民住宅及び建物耐震化推進事業の執行状況について	-
東京都江東区	効率的な清掃事業の推進を中心とした環境清掃部の財務事務の執行について	-
東京都八王子市	②消費者の生活安全対策等事業に関する事務の執行について	-
埼玉県所沢市	委託料について	-
大阪府八尾市	水道事業の財務に関する事務及び経営に関する事業の管理について	-
大阪府枚方市	公有財産に関する財務事務及び枚方市土地開発公社における保有土地に関する財務事務について	-
北海道	企業誘致施策に関する事務の執行について	改善要望
富山県	②流域下水道事業の財務事務及び経営管理について	改善要望

自治体	包括外部監査のテーマ	評価
石川県	環境行政に関する財務事務の執行及び事業の管理について	改善要望
奈良県	奈良県の水道事業に関する財務事務の執行について	改善要望
鳥取県	下水道事業に関する財務事務の執行について	改善要望
香川県	県立高等学校等の事務の執行及び事業の管理運営について	改善要望
高知県	公有財産(道路、橋梁等のインフラ資産を含む)の維持管理について	改善要望
宮崎県	基金の管理及び運用について	改善要望
さいたま市	①債権の管理に関する事務の執行について	改善要望
さいたま市	②保健福祉局所管の財政援助団体の財務事務及び事業の管理について	改善要望
盛岡市	土地区画整理事業に係る事務の執行について	改善要望
金沢市	少子高齢化に関する財務事務について	改善要望
福山市	①少子化対策としての次世代育成支援施策に係る財務事務の執行及び管理について	改善要望
福山市	②高齢者保健福祉施策に係る財務事務の執行及び管理について	改善要望
宮崎市	宮崎市の「事務事業の外部評価」の対象事業等に関する財務事務の執行状況について	改善要望

包括外部監査について自治体の活用度評価一覧表(平成22年度)

自治体名	22年度監査テーマ	I	II	III	総合評価
		速さ	記載の明確性	説明責任	
青森市	1 自動車運送事業および青森市交通事業振興株式会社の財務に関する事務の執行ならびに事業の管理について	A	A	A	A
豊田市	1 不動産を中心とした財産の管理及び運用について	A	A	A	A
東京都町田市	1 施設の管理運営について-行政コストの実態と受益者負担のあり方-	A	A	A	A
大阪府八尾市	1 歳入の執行事務について	A	A	A	A
岐阜県瑞穂市	1 公の施設の管理運営のあり方について	A	A	A	A
秋田県	1 秋田県における補助金の執行事務について	B	A	A	A
東京都目黒区	1 目黒区における個人情報を取り扱う情報システムの管理体制、運用及び検証体制について	B	A	A	A
北海道	1 道税の賦課及び徴収事務について	A	A	B	B
岐阜県	1 県税の賦課・徴収事務について	A	A	B	B
徳島県	1 県税の賦課徴収事務について	A	A	B	B
福岡市	1 市営住宅事業の運営管理について	A	A	B	B
川越市	1 川越市の小中学校、図書館に係る財務に関する事務の執行について	A	A	B	B
船橋市	1 国民健康保険事業、介護保険事業及び母子寡婦福祉資金貸付事業の各特別会計に係る財務に関する事務の執行について	A	A	B	B
柏市	1 下水道事業の財務に関する事務の執行	A	A	B	B
	2 保健福祉部(高齢者支援課及び保健福祉総務課)の補助金に係る財務に関する事務の執行				
横須賀市	1 一般廃棄物処理事業に係る財務事務の執行について	A	A	B	B
岐阜市	1 支出に関する事務の執行について	A	A	B	B
東京都荒川区	1 ふれあい館の管理運営について	A	A	B	B
東京都江東区	1 住宅施策に関する財務事務の執行について	A	A	B	B
	2 都市計画・まちづくり事業の事務の執行について				
大阪府枚方市	1 公の施設の管理運営及び指定管理者の事務の執行について	A	A	B	B
静岡県	1 公の施設の管理運営及び指定管理者制度に関する事務の執行について	B	A	B	B
滋賀県	1 滋賀県健康福祉部における障害者施策関連事業について	B	A	B	B
山口県	1 県の保有する金融資産の管理及びそれに関連する過去の包括外部監査結果に係る措置状況について	B	A	B	B
愛媛県	1 包括外部監査結果に対する措置状況等の検証	B	A	B	B
	2 愛媛県の関係諸団体				
大分県	1 大分県における外郭団体の事業運営とこれに対するモニタリング及び統制	B	A	B	B
新潟市	1 新潟市の有する不動産に関する事務の執行について	B	A	B	B
豊橋市	1 出資団体の財務に関する事務の執行	B	A	B	B
西宮市	1 債権管理事務について	B	A	B	B
和歌山市	1 和歌山市の債権、貸付金等の管理に関する財務事務の執行について	B	A	B	B
大分市	1 保健所行政について	B	A	B	B
大阪府	1 公債権を中心とした債権管理と府税賦課徴収事務	C	A	B	B
鳥取県	1 農業に係る補助金・負担金及び交付金に関する財務事務の執行について	C	A	B	B
福岡県	1 県債に関する事務の執行及び県の管理する土地・建物に関する財務事務の執行について(県の財政収支バランスをふまえて)	C	A	B	B
東大阪市	1 未収金に係る財務事務の執行について	C	A	B	B
前橋市	1 公有財産の管理及び有効活用について	D	A	B	B
新潟県	1 環境保全に関する事務の執行について	A	B	B	B
熊本県	1 商工観光労働部(商工振興関係)における委託料、補助金、貸付金等の財務に関する事務の執行について	A	B	B	B
高槻市	1 債権の管理に関する事務の執行について	A	B	B	B
札幌市	1 高速電車事業及び軌道事業について	B	B	B	B
香川県善通寺市	1 善通寺市が100%出資する法人「善通寺市総合サービス株式会社」の経営管理について	C	B	B	B
東京都八王子市	1 一般会計及び特別会計から見た市税等収入に係る事務の執行について	A	C	B	B
相模原市	1 市税(市民税、固定資産税、その他)の事務の執行について	A	D	B	C
北九州市	1 市税の賦課・徴収事務について	A	A	C	C
大津市	1 負担金、補助及び交付金の財務事務の執行等について	A	A	C	C
	2 大津市民病院の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について				
下関市	1 水道事業の財務事務の執行と経営に係る事業の管理について	A	A	C	C
栃木県	1 経営管理部の財務に関する事務の執行等について	B	A	C	C
群馬県	1 公有財産の管理に関する事務の執行について	B	A	C	C
埼玉県	1 公有財産(道路・橋梁を含む)が生み出す公共サービスの持続的提供のための管理・運営について	B	A	C	C
神奈川県	1 下水道事業の財務に関する事務の執行について	B	A	C	C
	2 財団法人神奈川下水道公社(財政的援助団体等)				
富山県	1 大規模施設の財務事務及び経営管理について	B	A	C	C
長野県	1 指定管理者制度の導入と公の施設の管理運営	B	A	C	C
島根県	1 ヒューマンリソースの育成および評価、それらの双方向性について	B	A	C	C
高知県	1 県立病院の経営について	B	A	C	C
佐賀県	1 佐賀県の試験研究機関の財務事務及び経営管理について	B	A	C	C

自治体名	22年度監査テーマ	I	II	III	総合評価
		速さ	記載の 明確性	説明 責任	
長崎県	1 特別会計に関する事務の執行・事業の管理について	B	A	C	C
川崎市	1 保育事業及び地域療育センターの管理運営に関する事務の執行	B	A	C	C
堺市	1 堺市における指定管理者制度の事務の執行及び公の施設の管理にかかる財務の執行について	B	A	C	C
函館市	1 教育委員会の事務の執行について	B	A	C	C
秋田市	1 インフラ資産で将来の更新計画が市の財政状況に影響を与える、道路・橋りょう等の維持管理及び改良工事並びにそれらの財務管理に係る事務の執行について	B	A	C	C
	2 市が財政的援助を与え、または出資している団体の出納その他の事務の執行及び秋田市民交流プラザ管理室の財務に関する事務の執行について(主に市の行政改革等と公益法人制度改革への取り組みの視点から)				
山梨県	1 県立試験研究機関に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について	C	A	C	C
三重県	1 研究開発機関の財務に関する事務の執行及び事業の管理	C	A	C	C
宮崎県	1 宮崎県の県立病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	C	A	C	C
旭川市	1 消防事業に関する事務の執行について	A	B	C	C
石川県	1 産業振興に関する財務事務の執行及び事業の管理について	B	B	C	C
兵庫県	1 兵庫県社会福祉事業団にかかる財務事務の執行について	B	B	C	C
香川県	1 香川県が出資等を行っている第三セクター等における財務に関する事務の執行及び経営に関する管理について	B	B	C	C
盛岡市	1 清掃事業に関する事務の執行等について	B	B	C	C
愛知県	1 道路事業にかかる財務に関する事務の執行について	C	B	C	C
	2 地域振興部交通対策課及び同課が所管する出資法人にかかる財務に関する事務の執行について～リノモ事業を中心として～				
沖縄県	1 過去の包括外部監査の措置状況について	C	B	C	C
宇都宮市	1 道路・橋りょう事業並びに河川事業に関する事務の執行及び事業の管理について	C	B	C	C
	2 観光と交流に関する事業の事務の執行及び事業の管理について				
東京都港区	1 情報システムに関わる財務事務等の執行及び事業の管理について	C	B	C	C
山形県	1 県出資公社等の財務事務について	A	C	C	C
福井県	1 農林水産部における財務に関する事務の執行および経営に関する事業の管理について	A	C	C	C
静岡市	1 市有財産の有効活用について ～土地・建物を中心として～	A	C	C	C
名古屋	1 委託契約に関する財務事務の執行について	A	C	C	C
神戸市	1 市の保有する建物に関する事務執行状況について	A	C	C	C
	2 公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について				
金沢市	1 人件費に関する事務の執行について	A	C	C	C
長野市	1 契約手続(物品の購入、工事の請負、業務の委託)について	A	C	C	C
松山市	1 公有財産及び物品の管理運営に関する事務の執行について	A	C	C	C
青森県	1 基金の管理と運用について	B	C	C	C
	2 平成11年度から平成15年度までの包括外部監査の指摘事項に対する県の措置状況及び現状について				
宮城県	1 県有財産の有効利用について	B	C	C	C
岡山県	1 岡山県備前県民局、同備中県民局及び同美作県民局が所管する行政の財務に関する事務の執行について	B	C	C	C
広島県	1 広島県の債権と将来損失について	B	C	C	C
岡山市	1 水道事業の持続可能かつ効率的な運営のあり方について	B	C	C	C
岡崎市	1 市営住宅の事務の執行について	B	C	C	C
奈良市	1 市税の賦課及び徴収に関する事務の執行について	C	C	C	C
鹿児島市	1 委託料に係る事務執行等について	C	C	C	C
東京都大田区	1 負債(債務負担行為を含む)の管理について	A	D	C	C
	2 人件費(福利厚生等を含む)について				
高知市	1 委託料にかかる財務に関する事務の執行について	B	D	C	C
宮崎市	1 公有財産の管理(市営住宅の管理、未利用地の管理、普通財産(不動産)の貸付事務の執行)について	A	B	D	D
香川県坂出市	1 坂出市のセーフティネットについて(生活保護・市営住宅)	B	C	D	D
茨城県	1 茨城県における都市計画事業土地区画整理事業(特別会計)に係る財務事務及び事務の執行について	A	D	D	D
鹿児島県	1 県の教育行政における財務事務の執行について	A	D	D	D
浜松市	1 保育所事業の執行について	A	D	D	D
姫路市	1 水道事業に関する事務等の執行について	A	D	D	D
倉敷市	1 環境・ごみ・清掃に関する事務の執行について	A	D	D	D
	2 消防事業に関する事務の執行について				
長崎市	1 長崎市及び長崎市土地開発公社が保有する土地について	A	D	D	D
東京都世田谷区	1 区立小学校・中学校運営に関する財務事務の執行について	A	D	D	D
長崎県佐世保市	1 負担金・補助金及び交付金について	A	D	D	D
	2 政務調査費について				
岩手県	1 「県出資法人(特例民法法人)の運営状況」および「基金の管理および運用」について	B	D	D	D
千葉県	1 公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行について	B	D	D	D
奈良県	1 情報システムに係る財務事務の執行について	B	D	D	D
和歌山県	1 土地造成事業及び工業用水道事業の財務事務及び事業の管理・運営状況について	B	D	D	D
仙台市	1 公有財産に係る財務事務の執行及び管理の状況について	B	D	D	D
千葉市	1 外郭団体との契約等に関する財務事務の執行について	B	D	D	D
横浜市	1 市営住宅に関する財務事務の執行について	B	D	D	D

自治体名	22年度監査テーマ			I	II	III	総合評価
				速さ	記載の明確性	説明責任	
京都市	1	産業観光局の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について(関連する外郭団体を含む)		B	D	D	D
広島市	1	市有財産の有効活用について		B	D	D	D
	2	水道事業における事務の執行及び資産の管理について					
熊本市	1	熊本市教育委員会及びその関連財団等の財務に関する事務の執行について		B	D	D	D
郡山市	1	公有財産にかかる財務に関する事務の執行について		B	D	D	D
富山市	1	消防事業の財務事務の執行及び管理について		B	D	D	D
尼崎市	1	普通財産及び借受財産の管理等に係る財務事務について		B	D	D	D
福山市	1	情報システムにかかわる財務事務の執行および管理について		B	D	D	D
福島県	1	県有財産の管理について		C	D	D	D
京都府	1	府営住宅・住宅関係施策の成果と課題について		C	D	D	D
	2	使用料収入・手数料収入に関する事務の執行について					
さいたま市	1	契約について		C	D	D	D
大阪市	1	大阪市一般会計及び特別会計(公営企業会計及び準公営企業会計を除く)の委託料に関する財務事務の執行について		C	D	D	D
いわき市	1	保健福祉部及び教育委員会事務局が実施する事業について		C	D	D	D
高松市	1	高松市文化芸術ホールの管理運営及び財団法人高松市文化芸術財団に係る出納その他の事務の執行について		C	D	D	D
	2	高松第一高等学校の財務に関する事務の執行及び事業の管理について					
久留米市	1	特別会計における事務の執行及び事業の管理		E	E	E	E
東京都	1	都立病院及び財団法人東京都保健医療公社病院の財務事務の執行と経営管理について		E	E(A)	E(A)	E(A)

※ 都道府県、政令市、中核市、条例自治体の区分は、平成25年度のものである。

平成24年度包括外部監査 オンブズマン大賞の評価表（対象自治体：福岡市）

監査人氏名	牟田哲朗	監査人資格	弁護士	報告書ページ数	報告書 471 頁 概要書 54 頁
監査テーマ	福岡市(外郭団体を含む)の貸付金制度及び債権の管理に係る事務の執行について			委託報酬額：18,000,000 円	
監査対象等	基金や外郭団体に対する出資金を含めて貸付金原資に市の支出金が含まれていると思われる貸付金 41 件				
対象選定の理由	<p>福岡市の平成 23 年度貸付金予算額（基金及び外郭団体の予算を含む）は 1497 億円、年度末貸付残高は 688 億円（元本。うち延滞額 38 億円）。これに単年度償還制度による実質的な貸付残高 1335 億円を加えると、市の有する貸付残高は 2023 億円と多額で市民にとって重要な関心事項である。</p> <p>貸付金は返還・回収約束を前提とするが、行政目的達成のために行われるものであるから、公益上の必要制・有効性を基礎とし、適正・公平・効率的な事務の執行が必要である。また、延滞額 38 億円について財政の透明性の観点から不納欠損処理が適正に行われているかの確認も必要である。</p> <p>さらに、有意義有益な貸付金制度については、市民に広報して有効活用してもらう必要もあるため、選定。</p>				
監査の視点	①貸付金制度の根拠（要綱等の作成・整備）、②貸付の必要性・相当性、③貸付の合規性、④単年度償還制度、⑤貸付要件の合理性・公平性、⑥制度利用の低迷・予算設定の合理性、⑦貸付審査・手続、⑧債権回収の適正化、マニュアル・体制等の整備、⑨期限の利益喪失条項、⑩債権の保全、⑪適時・適切な不納欠損処理、⑫その他				
監査報告書の概要	<p>第1部 包括外部監査の概要 監査の概要として、監査テーマ、選定理由、監査方法等を記述する。</p> <p>第2部 総論 第1章 福岡市の貸付金の概要と取組み 市の貸付金の件数・金額及び概要、取組みとしての債権管理の研修等がなされているが全庁横断的な取り組みには至っていないことなどが記載されている。</p> <p>第2章 監査の視点と全体的意見 貸付金の意義、関係法令を概括し、全体的意見を以下の7項目にわたって述べる。 ①貸付金制度の根拠法令等（要綱作成にかかる指摘1、規定の齟齬について意見1）、②必要性及び利用度等の検討、③単年度償還制度（年度中に交付した預託金・貸付金の償還を当該年度末に受けるが翌年度に再び預託（貸付）を行うもの。透明性・説明責任の観点から見直すべきとの意見1、見直しを終了するまでの措置として要綱等において実質は長期貸し付けであることを明記すべきとの指摘1）、④期限の利益喪失条項（条項を定めるべきとする指摘1）、⑤債権の管理・回収について（地方自治法施行令171条を遵守するため特約や訴訟・非訟手続をすべきとの指摘1）、⑥不納欠損処理について（議会に債権放棄を提案することを躊躇する傾向があるとして、提案基準の策定を</p>				

もとめる意見1), ⑦債権管理・回収及び不納欠損処理を適切に実施するための方策について(訴えの提起に関する市長の専決処分に関する条例の改正を求める指摘1, 私債権の回収に関する統一的なルール作り及び運用に関する意見3)

第3部 各論(個別貸付金の監査)

第1章 総務企画局の貸付金

留学生資金貸付金を監査。貸付金の概要を述べ, 問題点を分析する。指摘意見ゼロ。

第2章 財政局の貸付金

市施設整備公社貸付金を監査。単年度償還制度が採用されているが, 実質的には長期貸付であると指摘し, 長期貸し付けへの変更をすべきとの意見を述べる。

第3章 市民局の貸付金

①集会施設用地購入資金融資(預託金)(地縁団体が自ら設置する集会施設の建設購入を趣旨とする制度)について, 単年度預託の改善を求めるなど2つの意見を述べる。

②市若年者専修学校等技能習得資金(経済的困難を抱える若年者に対する技能習得資金貸与を趣旨とする)について, 適切な不納欠損処理を求めるなどの意見3を述べる。

③市消費者訴訟資金貸付金(事業者の事業活動について被害を受けた消費者の救済を目的とし, 事業者に対し訴訟を提起する・事業者から訴訟を提起された消費者を対象とする)について, 利用がなされていない実体を改善するための意見2を述べる。

④厚生資金貸付金(同和地区の福利厚生増進を目的とする)について, 時効援用に関する指摘1, 不納欠損処理の基準を定めるべきとするなど意見2を述べる。

第4章 こども未来局の貸付金

①母子・寡婦福祉資金貸付金について, 債権回収手続が取られておらず多くの貸付金について消滅時効が完成してしまっている等の指摘4, 意見5。

②市家庭的保育事業敷金貸付金について, 一部について返還が予定されていないにもかかわらず貸付金の形態をとることについて等の意見3。

③市私立幼稚園振興資金貸付金について, 単年度償還制度に関する意見2。

④市賃貸分園貸付金(3歳未満の児童を対象として, 20~30人の定員で, 私立認可保育園が賃貸物件を利用して分園を設置する場合の敷金相当額の貸付制度)について, 償還が予定されていない原状回復費用についてまで貸付金とすることの是非等の意見2。

⑤民間保育所施設整備資金貸付原資貸付金(市社協の民間保育所施設整備資金貸付金の貸付事業を補助するため原資を貸しつけるもの)について, 制度存続の必要性がない等の指摘2, 単年度償還制度等の意見4。

第5章 保健福祉局の貸付金

①災害援護資金について, 借用証において期限の利益喪失条項の記載を求める指摘1。

②市災害援護臨時貸付金について, 借用証において期限の利益喪失条項の記載を求める指摘1, 不納欠損処理に関する条例の制定を求める意見1。

③市国民健康保険高額療養費貸付基金について, 指摘意見無し。

④市立病院機構施設・設備事業資金について, 指摘意見無し。

⑤市障害者高齢者住宅整備資金貸付について, 指摘意見無し。

⑥市介護保険資金貸付(介護保険において償還型となっている高額介護サービス費の支

給日まで利用者負担金から自己負担限度額を超えた金額を立て替える制度) 指摘意見無し。

⑦生活保護世帯等一時貸付金(市社協が行う生活保護世帯等の緊急時の出費に対する貸付事業を補助するもの)について、制度設計自体の見直しを求める指摘1。

第6章 経済観光文化局の貸付金

①市商工金融資金制度(中小企業経営安定化のため、市・県保証協会及び金融機関が連携して運用する融資制度。市が金融機関に融資原資の一部を預託する)について、平成17年度の包括外部監査の指摘及びこれに対する対応を確認し、単年度償還制度に関する意見2を述べる。

②九州労働金庫貸付金について、平成21年の事業仕分けにおける評価調書(特にHPに掲載されていないもの)を踏まえ、必要性に乏しく廃止を検討すべきとする意見を述べる。手続についても、要綱などの手続に関する指摘1、単年度貸付の意見1を述べる。

③空港周辺整備機構貸付金について、指摘意見無し。

④公益財団法人福岡観光コンベンションビューローコンベンション開催資金(福岡市で開催されるコンベンションの主催者に対し、開催資金を貸し付ける制度)について、平成18年以降利用実績が無く必要性に乏しいので廃止を検討すべきなど意見3を述べる。

第7章 農林水産局の貸付金

①市農林業金融資金について、利用実績に照らし予算が過大とする意見や、単年度預託に関するものなど意見3。

②市漁業協同組合貸付金について、平成15年包括外部監査や、平成14・15年度行政監査を参照したうえで、必要性に大いに疑問があるとする他、実質的には出資であり、単年度貸付・償還の繰り返しは早急に改めるべきとする等指摘4、その他意見4を述べる。

③市漁業信用基金協会貸付金(中小漁業融資保証法に基づく債務保証機関に対する貸付金)について、平成15年包括外部監査や平成14・15年度行政監査を参照したうえで、既得権化しているとして妥当性の再検討を求める意見を述べ、手続についても、単年度償還であるが実体としては長期の貸し付けである、要綱未整備など2指摘、担保に関する1意見を述べる。

④市水産業金融資金について、要綱の整備に関する3意見、利用実績に照らし予算が過大とする1意見、単年度償還に関する2意見を述べる。

⑤市農業及び漁業集落水洗便所改造資金融資について、利用拡大に関する1意見、要綱整備に関する2意見、金融機関との覚え書きに関する1指摘、単年度預託に関する2意見を述べる。

⑥市中央卸売市場金融資金制度(水産物部市場金融資金。協調融資。市場における取引代金の決済資金を融資することで円滑な流通に資することを目的とする)について、平成15年度の包括外部監査を参照したうえで、水産物取引会社が市の委託業務として各業者への貸付を行う現状の制度の合規性に関する1指摘1意見、必要性に関する1意見、報告書に関する1指摘1意見を述べる。

⑦市中央卸売市場集荷対策金融資金制度(直接・協調融資。食肉市場において卸売り業者が行う集荷活動に必要な資金を融資して、食肉価格及び供給安定化に資することを目的とする)について、貸金業法に抵触している疑いを述べる意見1、月例報告書に関する1指摘、

要綱に関する1指摘1意見を述べる。

第8章 住宅都市局の貸付金

①市九州旅客鉄道筑肥線複線化等事業貸付金について指摘意見無し。

②住宅新築資金貸付金（同和地区の居住環境の整備，改善を目的としたもの）について，過去に適正手続の問題があったことや時効管理に関する意見，不納欠損処理基準に関する指摘及び不納欠損処理に関する1意見を述べる。

③住宅建設資金融資金について，平成14・15年度の行政監査も参照し，平成15年度より新規貸付を停止していることを評価して，単年度預託に関する1意見を述べる。

④市宅地防災工事資金融資制度（危険宅地に対する市長の防災指導を受けた者に対し，防災工事や復旧工事を行うために必要な資金を融資する制度）について，単年度預託に関する2意見を述べる。

⑤分譲住宅諸経費貸付について，平成16年から貸付が行われていないため廃止が検討されている，不納欠損処理も適切に行われているとして，指摘意見無し。

第9章 道路下水道局の貸付金

①市水洗便所改造資金貸付金について，必要性はあるものの利用が低迷しているため貸付規則の要件を再検討すべきとする意見，規則の要件に合致しない広報がされているとの意見，債権管理に関する3指摘1意見を述べる。

②福岡北九州高速道路特別転貸債（高速道路の建設にあたり，建設資金の35%に財政等投融資資金を用いることになっているが，道路公社が直接貸付を受けることができないため，福岡市が財政投資資金を原資として地方債を起債し，道路公社に貸し付けるもの）について，実質上市の負担は存在しないとして，指摘意見無し。

③市建物移転等資金融資について，単年度預託に関する2意見を述べる。

第10章 水道局の貸付金

市水道局給水工事資金融資制度について，単年度預託に関する2意見を述べる。

第11章 交通局の貸付金

高速鉄道事業貸付金（市の一般会計から企業会計である市営地下鉄＝高速鉄道事業会計への貸付）について，無利息での貸付は，実質的には利子の補助であり，地方公営企業法の定めや趣旨に反しているとする指摘がされている。

第12章 教育委員会の貸付金

①財団法人福岡市教育振興会貸付金（奨学金）について，要綱未整備に関する指摘，平成18年包括外部監査での指摘にもかかわらず奨学生採用基準を外部に公開しないこと及び日本学生支援機構の基準を流用することの妥当性に関する指摘，貸付手続上，奨学規定に反する運用がなされている実態に関する指摘，借用証書の記載に関する指摘がされている。

②地域改善対策奨学金（同和関係者の子弟の教育の充実に資することを目的としている）について，債権管理ルールの策定に関する意見，回収事務に関し免除対象を期限未到来債権に限る取扱への意見を述べる。

そのほか，参考資料として，①監査対象貸付金一覧表，②関係法令の抄が付されている。

監査に対する
評価

オンブズマン大賞

コメント	<p>部局を限定せずに、(貸付金原資に市の支出金が含まれる) 外郭団体のものも含めて、全ての貸付金について網羅的に、必要性に良く踏み込んだ詳細な検討がなされている力作であり、活用性が高い。</p> <p>個別の貸付金冒頭の表は、見やすく分かりやすい。貸付金をテーマとする監査報告の一つのモデルとなろう。</p> <p>指摘や意見も明快なものが多い。訴えの提起等についての市長の専決処分範囲拡大や、単年度償還制度の問題性の指摘は目を引く。もっとも、単年度償還制度については、さらに、貸付金毎にかかる制度が導入されている理由について市当局の見解を紹介し、検討しておく必要があったのではないか。</p> <p>昨年度の報告書も優秀賞を受賞しており、2年連続で質の高い監査報告を維持している点も含めて、大賞との評価となった。</p>
------	--

岐阜県瑞穂市 平成 22 年度包括外部監査の措置報告の評価表

(平成 23 年 4 月～平成 25 年 6 月 1 日)

【原包括外部監査報告（平成 22 年度監査）のテーマ】
 「公の施設の管理運営のあり方について」
 平成 15 年の地方自治法改正により、公の施設の管理に指定管理者制度が導入されたところ、瑞穂市は同年に旧穂積町と旧巢南町が合併して誕生したもので、平成 22 年 6 月に、条例で包括外部監査を導入。同一目的の施設が重複しているなどの可能性もあることから、施設の有効利用の促進や今後の統廃合を含め、公の施設の管理運営のあり方を監査。
 原監査報告書は、各施設に共通する結果（指摘）・意見のほか、施設毎（学校等を除いた、市が所有する公的施設のほぼ全部の施設、①老人福祉センター、②放課後児童クラブ、③牛牧南部コミュニティセンター、④牛牧北部防災コミュニティセンター、⑤本多コミュニティセンター、⑥未利用不動産、⑦美来の森、⑧就職改善センター、⑨火葬場・市営墓地、⑩公園、⑪自転車駐車場・駐車場、⑫市営住宅、⑬総合センター、⑭西部複合センター、⑮市民センター、⑯巢南公民館、⑰うすずみ研修センター、⑱グラウンド・ふれあい公園、⑲ガラス工房、⑳弓道場、㉑図書館、㉒郷土資料館、㉓給食センター、㉔下水道施設）の個別の結果（指摘）・意見を記載。また別に、100 万円以上の委託業務契約について、契約方法の妥当性等を検討し、結果（指摘）・意見を記載する。
 各施設について、現場視察もふまえて、丁寧に検討されており、物品管理の不備等の指摘はもちろんのこと、重複する施設の統廃合についての言及、使用料の見直しについての言及、民間委託・指定管理者制度の導入についての言及もなされている。
 結果（指摘）総数 99、意見総数 70。

措置状況を、①平成 23 年 8 月 29 日、②平成 24 年 2 月 28 日、③平成 24 年 8 月 27 日、④平成 25 年 3 月 18 日の 4 次に亘って公表。
 措置報告は、半年に 1 度の頻度で、その間に進展のあった措置状況を追加報告していく方式。1 回目は、原監査報告書を受け取ってから半年足らずでの公表である。
 各公表とも、全 99 結果（指摘）、70 意見に対する措置状況が「措置済」「改善進行中」「不（未）措置」「未着手」に分類された上で報告されており、進展のあった結果（指摘）・意見に対する措置状況について順次上書きされている。

監査報告に対する措置公表状況

		措置済	改善進行中	不(未)措置	未着手	計
H23.8.29.	結果	36	63	0	0	99
	公表分 意見	33	37	0	0	70
H24.2.28.	結果	43	52	4	0	99
	公表分 意見	29	29	12	0	70
H24.8.27.	結果	68	23	8	0	99
	公表分 意見	42	11	17	0	70
H25.3.18.	結果	75	12	12	0	99
	公表分 意見	46	3	21	0	70

<p>措置報告の内容</p>	<p>措置報告は、原監査報告書の結果（指摘）・意見毎に対応して、①原監査報告書の掲載ページ、②結果・意見の区分、③監査対象施設、④結果または意見の内容、⑤進捗状況（「措置済」「改善進行中」「不（未）措置」「未着手」の区分）、⑥措置状況または今後の取組内容を記載した、一覧表形式でなされている。また、⑤進捗状況欄については、進捗状況ごとに色分けされている。</p> <p>内容も、「措置済み」については対応済みの措置状況が、「改善進行中」についてはその時点までの改善点および今後の取組み予定の内容が、「不（未）措置」については市として措置しない（できない）と判断した理由が、それぞれ記載されている。「措置済み」の措置状況の記載は簡潔なものも多いが、「改善進行中」「不（未）措置」の記載は比較的詳しい。なお、1回目の公表時点から、「未着手」のものはなかった。</p> <p>こうした措置報告方式の結果、措置報告書のページ数は、1回目の公表時点で26頁、4回目の公表時点では53頁と、比較的大部となっている。</p> <p>また、各回の措置報告書は、前公表時の措置報告書に上書きしながら、変化のない部分も含め、毎回すべての結果（指摘）・意見に対する措置状況を記載している。</p> <p>なお、各公表日における措置報告書の冒頭に、施設毎の措置状況（進捗状況と進捗割合）全体をまとめた表を掲載している。</p>
<p>措置報告についての評価</p>	<p>本措置報告書の優れた点は、以下のとおり整理できる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 1回の措置報告で足りるとせず、「改善進行中」の事項について半年毎に追加報告をしていること。かつ、追加報告が上書き方式での報告となっていること。このため、前公表時のものと見比べることによって、措置の取組みの進捗状況を把握することが容易である。 2 「措置済み」の事項についての報告だけでなく、「改善進行中」の事項についてはその時点までの改善点および今後の取組み予定の内容を、「不（未）措置」の事項については市として措置しない（できない）と判断した理由を、それぞれ記載していること。 3 その報告内容が具体的であること。このため、市として取り組んだ措置状況や今後予定されている措置の方向性を容易に具体的に理解することができる。 4 「結果」（指摘）事項だけでなく、「意見」事項についても、漏れなく措置・報告の対象としていること。 5 冒頭の各施設の措置状況の進捗状況表の掲載、一覧表の項目設定（原報告書の掲載ページの明記等）、色分けなどがされていること。このような読む側の便宜を考慮した工夫がされているため、検索するのも通読するのも容易である。 <p>上記の各長所は、個々には、従前の模範になる自治体の措置報告書においても見られたところであるが、本措置報告書は、そのすべてを取り込んでいる。措置状況を確認する読み手側を意識して、読みやすい伝わりやすい報告書にしよう、説明責任を果たそうという市の姿勢の表れだと評価できる。</p> <p>また、1回目の措置報告は、原監査報告書を受け取ってから半年足らずの平成23年8月29日付であるが、この時点ですでに「未着手」の事項がなく、市が何かしら取組みを始めていた点も評価したい。</p>

措置模範大賞

包括外部監査報告書そのものについては、年を追って、優れた成果が実現されてきたし、全体の水準も大きく前進してきた。しかしながら、こうした監査結果を活用すべき自治体において、①「意見」事項について（甚だしきは「指摘」事項についても）措置報告をしなかったり、②「検討します」「実現に努めていきます」式の抽象的な逃げ口上を報告するのみで「措置済み」として取り扱ったり、③「未着手」「検討中」「未措置」などと一度報告したきり、その後の措置状況を報告しなかったり、など不十分な対応が横行していた。監査報告書を受け取った自治体側がこのような姿勢に終始しては、どのような優れた包括外部監査であっても猫に小判であり、制度設計時に期待された成果を実現することは困難である。

監査結果はすべからく、本措置報告のように活用し報告されるべきものであり、そうして初めて、制度本来の効果を発揮することが可能となることを忘れてはならない。

この点、瑞穂市は平成 22 年度に初めての包括外部監査を実施したが、その監査報告書は、施設管理（指定管理者制度）をテーマに、各施設について丁寧に検討し、監査人の問題意識を明確に記載した、優れたものであった（「活用賞」）。それに対応した本措置報告書は、優れた監査報告書に真摯に対応しようとした市の姿勢が現れていること、そして、そのような市の取組みを市民により読みやすく伝わりやすくしようと工夫していることを評価した。措置報告をする自治体側としては、措置報告書を読む側への配慮も、市民に対する説明責任を果たす上での重要な視点であることを自覚していただきたい。

本年の評価班会議において、昨年「オンブズマン大賞」とした盛岡市の措置報告書に続き、措置報告の模範となるべきものとして、本措置報告書に「措置模範大賞」を授与することについて、班員全員の意見が異論なく一致した。各自治体は、これら両市の措置報告書を模範として、監査結果に真摯に対応していただくとともに、市民に対する説明責任を果たしていただくようお願いする。

（註）なお、本文でも述べていますが、私達の措置の評価は、瑞穂市の行政措置内容そのものの良否を直接判断しているものではありません。それは瑞穂市民と市議会が十分な資料の下に判断されることです。あくまで、今回の措置報告が、監査結果に対する対応がよく、市政を考え判断する機会や資料を十分提供していると評価しているのです。

監査対象事項分類表(平成24年度)

対 象 分 類	自 治 体 名	
1. 税・国保料・収入金・手数料	福島県、神戸市、長野市①②、高槻市、 尼崎市 、高知市	
2. 財産管理 (不動産・物品・現金・基金)	三重県、愛媛県、高知県、熊本県、大分県、宮崎県、 千葉市、大阪市、岡山市、秋田市、 岐阜市 、大阪府枚方市	
3. 施設管理 施設(スポーツ・文化・図書館・ 福祉・公園・動物園)、 指定管理者	青森県①、山形県、富山県①、福井県、広島市、宇都宮市、柏 市、富山市、久留米市、 長崎市 、 東京都港区	
4. 債権・債務 (貸付金・未収金・資金・ 債権管理・地方債・借入金・ 債務保証・損失補償)	千葉県、鹿児島県、さいたま市①、 ★福岡市	
5. 病院(医療・保健所)	札幌市、青森市、 横須賀市	
6. 学校・教育 学校(幼・小・中・高・大)、 教育委員会、学校給食	岐阜県、香川県、佐賀県、 浜松市 、旭川市、 郡山市 、 いわき市、倉敷市	
7. 試験研究機関 人材育成機関	—————	
8. 部局・出先機関	神奈川県① 、山梨県①、滋賀県、 広島県①② 、山口県、 さいたま市②、 名古屋市 、姫路市	
9. 公 営 事 業 (特 別 会 計 を 含 む)	i 上下水道・農工業用水	秋田県、群馬県、富山県②、奈良県、鳥取県、 相模原市 、 前橋市、豊田市、大阪府八尾市
	ii 交通・道路・港湾・河川	和歌山市
	iii 農林水産・土地改良	山口県、大分市
	iv 産業振興・市場・観光	埼玉県① 、徳島県、横浜市、姫路市
	v 土地開発管理・区画整理	北海道、盛岡市
	vi 環境・ごみ・清掃・衛生	石川県、兵庫県、 川崎市 、東京都江東区
	vii 住宅事業	埼玉県① 、静岡県、東京都荒川区

10.	特別会計	福島県、 山梨県② 、大津市
11.	外郭団体 (公社・財団・社団・社会福祉・ 出資法人・第三セクター・株式 会社)	青森県②、 茨城県 、 埼玉県① 、東京都②③、 神奈川県② 、 愛知県 、 島根県 、兵庫県、岡山県、福岡県、豊中市、西宮市、 高松市② 、 島根県出雲市
12.	補助金・寄付金・負担金・ 交付金	栃木県、新潟県、 広島県 、山口県、◎ 京都市 、 北九州市 、 下関市
13.	契約・入札・請負・委託	岩手県、長野県、和歌山県、沖縄県、◎ 函館市 、高崎市、 川越市 、柏市、埼玉県所沢市、 岐阜県瑞穂市
14.	人件費・退職金、 職員の福利厚生	_____
15.	情報システム	京都府、豊橋市、鹿児島市
16.	社会福祉 (子育て・保育園等・児童・高齢 者・障害者・介護・生活保護)	◎ 宮城県 、東京都、仙台市、 静岡市 、 堺市 、 熊本市 、 金沢市、岡崎市、東大阪市、福山市、 東京都町田市
17.	消防 警察	新潟市、高松市①、松山市、 東京都八王子市① 、 東京都八王子市②
18.	過年度の外部監査に対する自治 体の措置状況	長崎県 、 奈良市 、 東京都大田区
そ の 他	I 防災・危機管理・安全	埼玉県②、船橋市、高松市①、 東京都八王子市①
	II 監督事務	大阪府
	III 外部評価を受けた事務事業	宮崎市

※本年は昨年から、少し分類型を変えた。

※太字は、オンブズマン大賞・優秀賞・活用賞のもの

(オンブズマン大賞には★、優秀賞には◎をした)

※上記分類は、形式的なテーマ名にはこだわらず、実質的に他の分野に関連するものは該当する分野にも表示している。

包括外部監査のテーマ別参考事例

以下の表は、監査報告書のうち、新しい24年度のものから15年度分まで優秀賞、活用賞をテーマ別にまとめたもの(自治体名と年度)。優秀賞は太字。

1	税・国保料・収入金・手数料	尼崎市(24)、郡山市(23)、 相模原市 ・八王子市(22)、山形県(21)、 岡山市 (20)、千葉県(18)、福井県・京都府・船橋市・金沢市(17)、佐賀県(15)
2	財産管理 (不動産・物品・基金・現金)	滋賀県・鹿児島県・函館市・奈良市(23)、群馬県・仙台市・新潟市・長崎市(22)、広島県・神戸市・長野市・高槻市・和歌山市・高知市・大田区(21)、秋田県・ 岡山市 (20)、京都府・岡崎市・鹿児島市・町田市(19)、愛媛県・鹿児島市・目黒区(17)、 城山町 ・ 坂出市 (16)、徳島県・相模原市・奈良市(15)
3	施設管理 (指定管理者)	長崎市・港区(24)、新潟県・岡崎市(23)、 長野県 (22)、秋田県・埼玉県・沖縄県・青森市・坂出市(21)、茨城県・群馬県・徳島県・静岡市(20)、宮城県・ 京都府 ・ 岡山県 ・豊田市・東大阪市・丸亀市・善通寺市・目黒区(19)、長崎県・大分県・ 沖縄県 ・仙台市・八尾市(18)、千葉県・ 神奈川県 ・佐賀県・大分市・八王子市(17)、 新潟県 ・ 鳥取県 ・横須賀市・金沢市・ 堺市 ・鹿児島市・ 坂出市 (16)、京都府・ 鳥取県 ・ 川崎市 ・横浜市・船橋市・目黒区・豊島区(15)
4	債権・債務 (貸付金・未収金・債権管理・地方債・債務保証・損失補償)	福岡市 (24)、群馬県(23)、大田区(22)、山形県・ 岐阜県 ・千葉市(21)、山梨県(20)、島根県・豊田市(19)、青森県・大分県・倉敷市・目黒区(18)、徳島県・堺市・熊本市・倉敷市(17)、 坂出市 (16)、茨城県・福岡県・ 長崎県 ・ 大分県 (15)
5	病院	横須賀市(24)、茨城県(23)、秋田市(21)、宮崎県・横浜市(20)、山梨県(19)、八尾市(18)、石川県・坂出市(17)、 京都府 ・岡崎市(16)、青森県・秋田県・山口県・横須賀市・倉敷市・熊本市・鹿児島市(15)
6	教育 (小・中・高・大、教育委、給食、子育て)	浜松市・郡山市(24)、京都府・前橋市(23)、川越市(22)、茨城県・名古屋市(21)、京都府・岡山県・豊田市(20)、兵庫県・北九州市・ 青森県 ・宮城県・富山市(19)、新潟市・ 丸亀市 (18)、大阪府・文京区(16)、宮城県・神奈川県・福井県・ 川崎市 ・北九州市・大分市(15)
7	試験研究機関	広島県(23)、 兵庫県 (18)、京都府・長崎県(17)、 大分県 (16)、福岡県・北九州市(15)
8	部局・出先機関	神奈川県・広島県・名古屋市(24)、愛知県(23)、大阪府・島根県(19)、青森県・大阪府・いわき市(18)、 大阪府 ・和歌山県(17)、茨城県・新潟県・ 奈良県 ・福岡市(15)
9 公営事業・個別事業	(1)上下水道 (農工業用水も)	相模原市(24)、横浜市・ 青森市 (23)、岡山市(22)、岡崎市・東大阪市(21)、浜松市・盛岡市・八王子市(18)、 新潟県 ・愛知県・兵庫県・北九州市(17)、 鳥根県 ・広島市・福岡市・船橋市・豊田市・倉敷市・福山市(16)、茨城県・千葉県・京都府・大阪府・郡山市・宇都宮市・静岡市(15)
	(2)交通・道路・港湾・河川	和歌山市(24)、鹿児島県(23)、愛知県・青森市・宇都宮市(22)、静岡県・ 京都府 ・京都市・堺市(20)、大阪府(19)、高知県・横浜市・北九州市(18)、 神奈川県 (17)、沖縄県(16)、和歌山県・広島県・高槻市(15)
	(3)農林水産・土地改良	福井県(22)、静岡県(20)、大阪府・いわき市(18)、和歌山県(17)、新潟県・福岡市(15)
	(4)商工・産業振興・市場・観光	静岡県・善通寺市(20)、岡山市(18)、 大阪府 ・大分市(17)、長野県・和歌山市(16)、 鳥取県 ・福岡市(15)
	(5)公営ギャンブル	高知市(16)
	(6)土地開発・区画整理	茨城県(22)、 島根県 (16)

	(7)環境 (ゴミ・清掃・衛生・リサイクル)	川崎市(24)、秋田市・ 町田市 ・八王子市(23)、倉敷市(22)、滋賀県(21)、岡崎市・港区・丸亀市・坂出市(20)、横浜市(19)、香川県(18)、名古屋市の・新潟市(17)、川崎市・ いわき市 (16)、さいたま市・ 千葉県 ・高知市・善通寺市(15)
	(8)住宅	埼玉県(24)、京都府・横浜市・岡崎市(22)、浜松市・高知市(20)、丸亀市(19)、いわき市(15)
	(9)原子力・エネルギー	青森県 (20)
10	特別会計	山梨県(24)、鹿児島県・郡山市(23)、静岡県(20)
11	外郭団体 (公社・財団・出資法人・第三セクター・株式会社)	茨城県・神奈川県・愛知県・島根県・高松市・出雲市(24)、山梨県・愛知県・ 青森市 ・秋田市・ 倉敷市 (23)、大分県・青森市・長崎市(22)、広島県・愛媛県・名古屋市・ 岡山市 ・青森市・坂出市(21)、山梨県・ 岐阜県 ・滋賀県・京都市・丸亀市(20)、沖縄県・ 堺市 (19)青森県・京都府・大阪市・北九州市・東大阪市・ 長崎市 (18)、千葉県・ 神奈川県 ・愛知県・島根県(17)、 新潟県 ・長野県・ 鳥取県 ・千葉県・横浜市・川崎市・福岡市・横須賀市・ 新潟市 ・ 堺市 ・和歌山市(16)、茨城県・神奈川県・京都府・ 鳥取県 ・佐賀県・ 川崎市 ・広島市・北九州市・福岡市・富山市・ 松山市 ・文京区(15)
12	補助金 (寄付金・負担金・交付金)	広島県・ 京都市 ・北九州市(24)、長崎県・大分県・ 福岡市 ・岐阜市・瑞穂市(23)、札幌市・静岡市・ 豊田市 ・目黒区(21)、 沖縄県 ・横須賀市(20)、島根県・ 愛媛県 (19)、青森県・宮城県・大分県・ 長崎市 (18)、愛知県・高槻市(17)、岩手県・山口県・名古屋市・奈良市・ 城山町 (16)、福島県・茨城県・富山県・岐阜県・滋賀県・ 奈良県 ・愛媛県・ 長崎県 ・堺市・長野市・文京区・八尾市(15)
13	契約 (入札・委託・請負)	函館市 ・川越市・瑞穂市(24)、港区(23)、さいたま市・名古屋市・大阪市(22)、倉敷市・八尾市(21)、広島県・ 豊田市 (20)、香川県・愛媛県・札幌市・旭川市(18)、福島県・ 神奈川県 ・ 島根県 ・大分県・城山町(17)、 新潟県 ・ 静岡県 ・ 鳥取県 ・北九州市・ 新潟市 ・長野市・鹿児島市・ 文京区 (16)、 静岡県 ・ 三重県 ・滋賀県・香川県・愛媛県・熊本県・ 新潟市 ・浜松市・宮崎市(15)
14	人事・人件費・退職金・職員福利	岡山県(23)、大田区(22)、 丸亀市 (18)、静岡県・浜松市・北九州市(17)、岐阜県(16)、岩手県・長野県・名古屋市・ 坂出市 (15)
15	議会・政務調査費	山梨県(21)、 広島県 (19)、徳島県(18)、奈良市(16)、長野市(15)
16	情報システム	北九州市(23)、港区(22)、岐阜市・長崎市(21)、三重県・山口県(20)、熊本市(18)、名古屋市・ 横須賀市 (17)
17	社会福祉 (児童・高齢者・障害者・介護・生活保護・国保)	宮城県 ・静岡市・堺市・熊本市・町田市(24)、高松市・港区・大田区(23)、滋賀県・川崎市(22)、福岡市(21)、坂出市(20)、大田区(19)堺市・倉敷市(18)、沖縄県(17)、広島市・金沢市・ 堺市 ・岡山市(16)
18	消防・警察	八王子市(24)、坂出市(20)、沖縄県(17)
19	過年度外部監査の措置状況	長崎県・奈良市・大田区(24)、宮城県・高槻市(23)、 沖縄県 (22)、名古屋市(21)、堺市(20)、和歌山県・ 徳島県 (19)、大分県(18)、北海道(16)
20 その他	(1)監督事務	大阪府(24)
	(2)中小企業育成支援	東大阪市(23)
	(3)公金支出・負担行為	三重県(18)
	(4)事業分担・内部体制	香川県(17)
	(5)内部監査	高知県(17)

◆包括外部監査の活用10箇条◆

1. まず包括外部監査を以下「料理」に例え、比喩的にコメントします。

- ①店（都道府県市町村区119店）捜せば出てくる 美味しい料理（2256品）
- ②メニューと調理法 学べぬものなし（テーマと検討、対処法は多種多様）
- ③材料吟味と味付け（あなたの頭と足で）
- ④おいしさは第1に真実せまるもの（事実調査度）
- ⑤おいしさは第2に行政意義をただすもの（有効性）
- ⑥おいしさは第3にルールの特検度（適法性）
- ⑦おいしさは第4に喜ぶ市民と程度（効率性）
- ⑧安くておいしい これぞ醍醐味（経済性）
- ⑨見た目も食べたくなるもの（判りやすさと取り組みやすさ）
- ⑩我が家の料理に活かせるもの（我が自治体への活用度）

2. 難しい報告書の易しい読み方…（報告書入手：DVD-ROMと自治体のホームページ）

- ①関心のあるテーマのものから読む
- ②近い（市町村・都道府県と自治体規模）ものから読む
- ③知っている類似問題を探そう
- ④対象をめぐる法と条例、規則は？ その法の目的は？
- ⑤対象の行政はどういう手続をとっているか（必要か）
- ⑥監査人はどこが悪いといっているか
- ⑦監査人はどうすればよいと指摘したり、意見を述べたりしているか
- ⑧監査人の具体的な指摘・提言でよくなるか考えよう
- ⑨監査人はどんな調査（検査）で述べているか、自分で調べるために
- ⑩読んで判らず、聞いても判らぬものは、無理に読む価値もない

3. 監査報告書の活用法（市民編…課題）

- ①改善を求めた指摘・意見はどう対応措置されたか聞き視て調べよう
- ②解決していないものは今後の追加措置を要望しよう
- ③違法・不当で自治体への損害回復は必要ないか調べよう
- ④不明な点は情報公開で追加調査しよう
- ⑤住民監査や住民訴訟に使えるか検討しよう
- ⑥他の自治体の指摘点は我自治体でもあるのではとマネして調べよう
- ⑦調べて④→③→⑤の順でやる価値があればやってみよう
- ⑧自治体の未来へ活かす方法は必ずある
- ⑨マニフェスト（政権公約）化へ求める方法はないか
- ⑩自治体を学ぶ市民の実践テキストにしよう

4. 監査報告書の活用法（議員編）

- ①監査報告への勉強・質疑（監査人と行政へ）
- ②類似テーマ監査のアクセス（通信簿も入手）
- ③行政課題と問題的把握の速習法（3Eや適法性）
- ④必要テーマへ調査研究費を使う
- ⑤マニフェスト（公約）「事業仕分け」に使えるものを捜す
- ⑥市民・業者の不当な要求にこういう辛口意見もあると教え、牽制する
- ⑦補助金、委託契約、援助団体に「気」をつける
- ⑧不当な既得権に加担、近寄らぬ信号にする
- ⑨財政の根拠と共に自治体改革（地方主権・地方分権）の未来を語ろう
- ⑩学んだ正しいことは自分の意見として有権者へ話そう

外部監査制度のあらまし

	包括外部監査	個別外部監査
趣旨	①地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化 「独立性」は契約によることで担保 「専門性」は弁護士、公認会計士等と契約することで担保 ②地方公共団体の監視機能に対する住民の信頼性の向上	
特徴	外部の専門家との契約にもとづく監査 ・財務監査の外部化【法で義務づけ】 ・財務援助団体等に対する監査の外部化【条例により導入】 対象団体 ①県が財政的援助を与えている団体 ②県が出資しているもので政令で定める団体 ③県が借入金の元金または利子の支払いを保証している団体 ④県が受益権を有する信託で政令で定める団体 ⑤県が公の施設の管理を委託している団体	・請求・要求に基づく監査の外部化【条例により導入】 ①有権者の50分の1以上の署名による事務監査請求 ②議会からの監査の請求 ③長からの監査の請求 ④長からの財政援助団体等の監査の要求 ⑤住民からの監査の請求 ※①～④について外部監査によるか否かは監査委員の意見を踏まえ議会が判断 ⑤については監査委員が判断
適用団体	都道府県、政令指定都市、中核市(人口30万以上)→法で義務づけ 他の地方公共団体(市町村)→条例により導入	全地方公共団体→条例により導入
外部監査契約		
相手方	自然人1人に限る 弁護士、公認会計士、会計検査院・監査委員OB等、(必要と認めるときは)税理士	
締結時期	毎会計年度当初	請求・要求の都度
終期	当該年度末(法定)	個々の契約で決定
内容	地方自治法 第2条14項(住民の福祉の増進、最小の経費で最大の効果) 15項(組織および運営の合理化、規模の適正化) の趣旨を達成するための監査と結果報告 ※最低1回は義務付け	請求・要求にかかる事項の監査と結果報告
監査対象	外部監査人が自らの見識に基づき選定したテーマ	外部監査によることを請求・要求されたテーマ
議決	必要	必要(包括外部監査人と契約する場合は不要)
制限	同一人と連続契約するのは3回まで	
補助者	予め監査委員と協議し、補助者を使用できる	
関係人調査	予め監査委員と協議し、関係人の出頭、調査、書類等の提出を求めることもできる	

平成19年6月「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、
 (1)包括外部監査人による、①普通会計の財政健全化調査、②公営企業会計の経営健全化調査、③財政健全化団体・財政再生団体・経営健全化団体の監査、
 (2)個別外部監査人による財政健全化計画、財政再生計画、経営健全化計画に対する長の要求による監査も導入されている。